

令和 7 年第 4 回（9 月）

宮代町議会定例会

一般質問通告書

宮代町議会

通告第 1 号	川 野 武 志	議員		P 1
通告第 2 号	合 川 泰 治	議員		P 3
通告第 3 号	福 澤 和 美	議員		P 5
通告第 4 号	小 島 あけみ	議員		P 7
通告第 5 号	野 原 洋 子	議員		P 9
通告第 6 号	丸 藤 栄 一	議員		P 1 2
通告第 7 号	塚 村 香 織	議員		P 1 4
通告第 8 号	鈴 木 次 男	議員		P 1 6
通告第 9 号	泉 伸 一 郎	議員		P 1 8
通告第 1 0 号	丸 山 妙 子	議員		P 2 0
通告第 1 1 号	土 渕 保 美	議員		P 2 2
通告第 1 2 号	金 子 正 志	議員		P 2 4
通告第 1 3 号	佐 藤 将 行	議員		P 2 6

通告第 1 号	令和 7 年 9 月 定 例 会 令和 7 年 8 月 5 日 午前 8 時 4 5 分受付
令和 7 年 8 月 5 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 川 野 武 志 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 公共用地（道路や公園など）の除草について	近年の地球温暖化などの影響により、非常に速いスピードで雑草が町内各所で繁茂しています。 特に、道路脇で雑草が繁茂し、歩道に覆いかぶさり歩行者の通行が妨げられている場所や子供の背丈ほどに雑草が伸びている公園も見受けられます。そして、雑草が繁茂している場所では、ゴミの不法投棄が増えたり、見通しも悪くなるため、防犯面でも注意が必要となります。 このような状況を受けて、今年度から、まちづくり建設課に除草作業を担当する職員を配置し、これまでの委託業務に加えて、機動力のある組織体制になったと認識しております。 しかしながら、地域住民からは、「草が伸びて困っている」という声が多く寄せられているのが現状です。 それを踏まえて、次の点についてお伺いします。 ①道路、公園等への地域住民からの苦情・要望の状況は。 ②公園、道路等の除草作業の年間スケジュールは。 ③まちづくり建設課と各施設管理課との調整内容や役割分担は。 ④まちづくり建設課の活動日数と成果は。 ⑤住民との協働による除草活動について町の考えは。

2 地域経済循環 創造事業補助金 について	町は、令和7年4月に「宮代町地域経済循環創造事業補助金交付要綱」を施行しました。 この事業は、地域金融機関等から融資を受けて、新たに地域活性化に取り組む事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、宮代町と総務省が補助金を交付する制度です。 この補助金のメリットとしては、初期投資費用の負担軽減、地域経済の活性化、雇用創出などが期待できる一方、補助金を受けるための条件や手続きが煩雑であることや事業の成功を保証するものではないことなどが挙げられています。 そこで次の点についてお伺いします。 ① この事業の補助金交付要綱創設の目的は。 ② 対象となる事業者や周知活動、相談・サポート体制は。 ③ 宮代町と近隣市町での相談状況や実績は。 ④ 新しい村での補助金活用の可能性は。
3 町の防災力強化について	地方自治体においては、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの広域・大規模災害を経験し、地域防災力の重要性が強く認識され、その強化をいかに図るかが問われていると思います。 また、様々な自然災害が予測されていますが、特に、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの巨大地震は、発生確率が非常に高く、甚大な被害が想定されています。 このような中、宮代町においては、町全体の防災力強化を図るため、防災を担う「くらし安全課」を設置し、組織体制の強化を図ったと認識しております。 また、課長級の職員全員が、防災スペシャリスト養成講座を受講するなど、有事に備え、担当課だけではなく、全庁的にも組織強化を図っています。 そこで次の点についてお伺いします。 ① くらし安全課の組織目標は。 ② 防災スペシャリスト養成講座の成果と実践は。 ③ 町全体で防災訓練を行わない理由は。 ④ 自主防災組織が主体となる防災訓練の特徴と成果目標は。

通告第 2 号	令和 7 年 9 月 定 例 会 令和 7 年 8 月 1 3 日 午後 5 時 0 7 分受付
令和 7 年 8 月 1 3 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 合川 泰治 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 新しい村の 経営基盤の強 化を	新しい村については、平成 1 3 年の開業以来、平成 1 7 年に転換期を迎え、その後、平成 2 3 年から 2 7 年までを衰退期、混迷・最悪期として位置づけられており、現在に至ってはなおも業績不振が続いている状況であります。これらの現状を打破するためにも抜本的な経営体制の見直しが必要だと考えます。そこで、以下の点について伺います。 (1) 社長の相談役として副町長が取締役副社長として会社をサポートすることとなっているが、機能しているのか。現状の問題点は。 (2) 外部取締役 2 名で運営しているが、経営経験者や知見を有する者などを加える考えはないか。 (3) 株主の内訳のうち町民は 1 1 %であり、その株は亡くなった方がいる場合は返納し、他人に譲渡することは禁じられている。これを改正して生産者の株主を増やす。あるいは出資企業に門戸を開くなどする考えはないか。 (4) 社内向けのアンケートについて、自由記載

	欄の部分を公表するか検討するとのことだったが、その可否はどのようになったのか。
2 わくわくロード事業の費用対効果は	まち歩きをベースに楽しめる通りにしようという趣旨には賛同するものです。しかし、事業化されて以来、その費用対効果には疑問が残ります。 そこで、以下の点について伺います。 (1) 本事業に対するこれまでの費用対効果をどのように考えているか。 (2) 今年度においてはベンチの設置費用500万円、フラッグの設置費用200万円などが予算計上されている。これらに対する費用対効果をどのように考えているか。
3 公共改革2025の策定を	以前に公共改革2005が策定された経緯があります。あれから20年が経過し、価値観も大きく変化をしてきています。第6次総合計画を見据えた上でも、やるべきこと、やめるべきことを探るためにも今から検討を始めるべきと考えますが見解をお伺いします。
4 部活動移行の認定基準を早期に	部活動の地域移行について、町では令和9年度以降検討するとのことですが、認定を希望する団体に対して実証実験も含め、その効果を見極めるために早期に基準を設け、実施する必要があると考えます。実際に希望する団体もあり、また受けられない団体もあります。前原中学校では部活動を軸に百間中学校への進学を決めている現状もあり、今後も同様の傾向が考えられます。先送りにするのではなく、できるところから順次始めるべきと考えますが町の見解は。

通告第 3 号	令和 7 年 9 月 定 例 会 令和 7 年 8 月 7 日 午前 9 時 4 0 分受付
令和 7 年 8 月 7 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 福澤 和美 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 こども誰でも通園制度について	令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず全ての子どもが保育施設を利用できる、こども誰でも通園制度が創設されました。令和 7 年 3 月に策定された「宮代町こども計画」によると、令和 8 年度から公立保育園において、事業を開始するとあります。そこで以下について伺います。 ①町として本制度の意義をどのようにとらえているか。 ②国が示す月上限 10 時間の保育について町の考えは。 ③実施する公立保育園は決まっているのか。 ④通園開始後 1 ヶ月程度は親子通園を実施し、保育者や保育園に慣れた頃に親子分離の考えは。 ⑤公立保育園の受け入れ体制と保育士の確保状況は。 ⑥予約システムの導入の考えは。
2 里親制度について	さまざまな事情により自分の家庭で暮らすことが出来ない子どもたちにとって、家庭的な養育環境を提供する里親制度は、非常に重要な役割を果

	たしています。埼玉県では約1800人の養護が必要な子どものうち約445人（約25%）が里親家庭で暮らしています。国が掲げる「家庭養護優先原則」では7割目標とされておりますが、現在は施設で暮らす子どもが多い状況です。当町が所属する越谷児童相談所管内も同様に施設入所が主流になっています。現在、里親の登録数は不足しており大きな課題となっています。そこで以下について伺います。 ①広報みやしろやホームページで制度の周知は行われていると承知しているが、効果的に住民に届いているのか。また、掲載回数や工夫していることは。 ②10月に里親月間として役場ロビーと図書館展示ホールにてパネル展が開催されており、より里親を身近に感じることができる良い取り組みだと感じる。町として里親を自分事として考えてもらう為にどんな工夫をしているか。 ③当町の埼玉県や児童相談所との連携状況は。 ④町として今後の目標は。 ⑤里親家庭への支援はどうなっているのか。
3 廃棄物減量等推進員について	宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づいて、廃棄物減量等推進員が置かれています。推進員は各自治会単位で100世帯に対して1名の推進員の選出を目安に2年（場合によっては1年）の任期で地域住民の協力を得て活動しています。そこで以下について伺います。 ①推進員の役割や活動内容は。 ②現在、推進員は業務報告書を年に3回町に提出し、その集計結果を「廃棄物減量等推進員ニュース」で報告されている。地域によってはゴミ当番ノートを何軒も回って集計することもあり、大きい負担となっているが、集計結果は効果的に活用できているか。 ③推進員のなり手不足や活動内容に対して町としての考えは。

通告第 4 号	令和 7 年 9 月 定 例 会 令和 7 年 8 月 5 日 午前 1 0 時 0 3 分受付
令和 7 年 8 月 5 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 小島 あけみ 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 ペットボトルキャップの回収について	ペットボトルは、自治体やスーパーなどで回収され、リサイクル率は約 9 4 % である。しかしキャップについては約 2 0 % となっている。当町では現在、資源プラスチック類として処理されているが、令和 9 年度からは、燃えるゴミとして処理されることになる。ペットボトルキャップのリサイクルは、1 0 0 % が素材となり、単一回収で再利用、資源循環が可能であり、C O 2 排出削減にもつながる。そこでペットボトルキャップの回収について考えを伺う。
2 障がいのある人・困難を抱える人の理解促進について	障がい者らが直面するコミュニケーションの壁の解消のために様々なサービスが提供されているが、社会の無理解がハードルとなっている例もある。そこで以下の点について考えを伺う。 ① 障がいのある人が携帯でき、災害時などに緊急連絡先や必要な支援内容を伝える「ヘルプカード」の作成の考えは。 ② 令和 2 年 1 2 月 1 日に、聴覚障害者等による電話利用の円滑化に関する法律が施行され、令和 3 年 7 月 1 日より公共インフラとしての「電話リレーサービス」が開始されたが、職員・町民

3 農地情報登録制度(農地バンク)について	への周知は。 ③ 発話はあるが、難聴や中途失聴者など手話ができない人が利用できる新たな電話リレーサービスの「ヨメテル」が本年1月に始まったが職員・町民への周知は。 「農」のあるまちづくりを進めてきた当町であるが、農業従事者の減少や後継者不足、耕作放棄地の拡大などの課題に直面している。そこで農地を「貸したい・売りたい」という情報と、「借りたい・買いたい」という情報を町が収集・提供し、両者のマッチングを支援する「農地情報登録制度(農地バンク)」について考えを伺う。
------------------------------	---

通告第 5 号	令和 7 年 9 月 定 例 会 令和 7 年 8 月 1 2 日 午前 9 時 2 4 分受付 令和 7 年 8 月 1 2 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 野原洋子 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 女性スペース利用におけるジェンダー対応は	令和 5 年 6 月 2 3 日から施行された L G B T 理解増進法「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」は、施行以前から各地で女性スペースでのトラブルが起きている。 2 0 2 1 年春、大阪市内の商業施設で、4 0 代男性が女装して女子トイレに侵入したとして書類送検された。本人には性同一性障害の診断はなく、自ら「トランス女性」と主張したとされている。 三重県桑名市の温泉施設において、4 3 歳の無職の男性が女湯に侵入したとして、現行犯逮捕された。男性は「心は女なのに、なぜいけないのか」と話していたと報じた。 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の中の、第 3 条（基本理念）には「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個

性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。」、第5条（地方公共団体の役割）には「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。」、第12条(措置の実施等に当たっての留意)には「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。」と定められているが、第3条（基本理念）に差別はあってはならないが「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。」とあり、第12条(措置の実施等に当たっての留意)には「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。」とあるように、マイノリティだけではなくマジョリティの権利も守られるべきである。そこで、地域の実情を踏まえ、地方自治体として当町における女性スペースでのジェンダー対応を伺う。

2 地域包括支援センターについて

高齢者相談センターである地域包括支援センターが2か所に増設された。今まで相談できる数に限りがあり、対応できなかった方も相談できるようになったのではないかと思う。しかし相談件数が増えれば対応も増えることになる。

中でも、難しいのが介護認定された高齢者を介護施設に入所させたい家族へのコーディネート業務である。そこで、そのコーディネートは十分できているか伺う。

3 自治会と自主防災組織との関係と連携は	自治会加入者の減少はどの地区でも抱えている重要な問題である。自治会活動は災害時における自助、共助、公助のうちの共助である。災害直後においては自助と合わせて大変重要な役割を持っている。 熊本の大地震の時に、自治会の活動が盛んだった地区は翌日には炊き出しが行われ、地域の方に笑顔が見えていたという。日頃からのコミュニケーションや訓練、何より声がけが賜物であると思う。そこで以下について伺う。 ① 当町では自治会と自主防災会が必ずしも同じではなく、どの程度活動を連携させているのか。 ② 移住してきた方への自治会加入への説明に自主防災のことを案内しているか。また、加入促進のための取り組みは。 ③ 一度自治会を退会してしまった方への再入会の推進は。
-----------------------------	--

通告第 6 号	令和 7 年 9 月 定 例 会 令和 7 年 8 月 1 5 日 午前 8 時 3 0 分 受付
令和 7 年 8 月 1 5 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 丸 藤 栄 一 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質 問 の 要 旨
1 総合病院の誘致を	総合病院の誘致については、町民も土日、祝日、夜間でも診てもらえ、入院機能のある総合病院の誘致に期待を寄せている。そればかりか、近隣自治体の方々からも、「一日も早く実現してほしい」と待ち望んでいる声を多く聞いている。 総合病院の誘致については、努力はしているものの、残念ながら何の成果も見えないところである。 そこで、以下の点について伺う。 (1) 先ずは総合病院の誘致場所については、一時、東武動物公園駅西口の東武鉄道株式会社の所有地と聞いていたが、病院を誘致するにあたり、当町と東武鉄道株式会社などの関係者とどのような話し合いが行われてきたのか。 (2) 上記の話し合いは、現在も引き続き、行われているのか。 (3) 昨年、町長自ら埼玉県知事などにアプローチをしたという話も聞いているが、その後どのようなになっているのか。 (4) 利根保健医療圏との関係は、どのような

	っているのか。
2 学校給食費 無償化をめぐ る国の動向に 対しての対応 は	政府は、「異次元の少子化対策」の具体化として2023年6月「子ども未来戦略方針」を閣議決定し、無償化の実施に向け実態調査を行い2024年12月、無償化に関する法制面も含めた課題の整理を公表した。 本年2月の国会では、石破首相が2026年からまず小学校で実施し、なるべく早い時期に中学校でも実施すると答弁している。 そこで以下の点について伺う。 (1)「無償化に向けた課題の整理」を中心に予測される国の制度化の内容は。 (2) 当町としては具体的にどのように取り組んでいくのか。
3 デマンド交 通の導入を	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正で、「地域公共交通計画」の策定（第5条）が各自治体の努力義務になっている。実際にデマンド交通が導入されている自治体では計画が作られている。 そこで以下の点について伺う。 (1) 公共交通需要調査は、①公共交通利用動向の把握、分析。②住民ニーズの把握、分析。③宮代町の交通課題解決のための資料収集、事例研究などとなっているが、「持続可能な交通体系へ」とは、何を指すのか。 (2) 上記の公共交通需要調査は、今年度（2026年3月末）で何らかの結論を出すのか。 (3) デマンド交通を導入する場合、課題や問題点は。

通告第 7 号	令和 7 年 9 月 定 例 会 令和 7 年 8 月 1 3 日 午後 3 時 3 5 分受付
令和 7 年 8 月 1 3 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 塚村 香織 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質 問 の 要 旨
1 不登校児童生徒の学習支援について	不登校児童生徒への支援については「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に定められ、誰一人取り残さない学びの保障が求められています。当町では教育支援センターなどの公的機関の他、民間機関とも連携し児童生徒や保護者の支援を推進している現状です。そこで以下について伺います。 ①令和 7 年度 1 学期時点での不登校児童生徒の人数は。 ②不登校児童生徒が学校以外で行った学習の成果は、文部科学省が推進する C O C O L O プランを踏まえ成績評価に反映しているのか。 ③不登校児童生徒への助成金などの支援について当町の考えは。
2 熱中症対策の強化について	高温多湿の日本では、特に気温 3 0 度以上で湿度が 7 0 % を超えると危険な状態になるといわれ、熱中症警戒アラートによる注意喚起やクーリ

	ングシェルターを設置するなど対策はされているものの、各自命を守る対応が必要になっている現状です。年々気温が上昇傾向にあり、災害級の猛暑といわれていることを踏まえ以下について伺います。 ①学校における熱中症対策の一つとして、常に冷たい水が補給ができるウォーターサーバーや、シャワーミストの設置が全国的に進んでいるが当町の考えは。 ②猛暑の中仕事をしなければならない方々（スクールガードリーダー、草刈り作業員など）への熱中症対策として、クールジャケットを支援する考えは。 ③町内7か所のクーリングシェルターは、熱中症特別警戒アラートが発表された際に開放するとなっているが、どのような対応を行うのか。 ④夏休み期間中、クールスポットとしての子どもの遊び場を設置する考えは。 3 東武動物公園駅西口わくわくロード事業の進捗について 第5次総合計画の事業として、東武動物公園駅西口から新しい村までを町民、観光客、事業者と共にアイデアを出し合いながら、歩いて楽しくわくわくするような道にするため、令和3年度から計画を進めてきています。そこで以下のとおり伺います。 ①今年度の計画、景観整備工事（イルミネーション、ストリートファニチャー、フラッグ、デザイン平板設置）の進捗状況は。 ②基本構想の中で、バスの運行や車道を都市計画道路東武動物公園駅西口通り線に変更し、駅前通り線を歩道空間とする計画も出ていたが、今後整備の予定は。 ③今後の東武動物公園駅西口わくわくロード事業の展開は。
--	--

通告第 8 号	令和 7 年 9 月 定 例 会 令和 7 年 8 月 5 日 午前 9 時 0 2 分受付
令和 7 年 8 月 5 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 鈴木次男 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 宮代町における今後想定される災害への備えについて	宮代町においては、利根川や古利根川などの河川氾濫による浸水被害、海溝型地震による建物被害や液状化、竜巻・雷などの突発的な気象災害など、多様なリスクが想定されています。 特に令和 4 年改訂のハザードマップでは、町域の広範囲にわたって最大 3 メートル以上の浸水が予測される地域が存在しており、12,000 世帯以上が被害を受ける可能性があるとされています。また、地域防災計画では茨城県南部を震源とするマグニチュード 7.3 の地震で、町内において数百棟規模の全壊・半壊・焼失被害が予測されています。液状化の可能性のある地域も確認されており、住宅地・公共施設への影響が懸念されます。 そこで、以下の点について伺います。 ①今後 30 年以内に発生が想定される災害リスクについて、町としてどのような認識を持っているか。 ②洪水・浸水に対するハード面（防災インフラ等）・ソフト面（避難誘導、広報、備蓄など）の整備状況と今後の課題は。

- | | |
|--|--|
| | <p>③地震及び液状化対策として、住宅密集地への啓発活動や助成制度の充実は検討されているか。</p> <p>④竜巻や雷など、突発的気象災害に対する備えは十分か。また、防災教育の強化についての考えは。</p> <p>⑤避難所での感染症対策（特に高齢者や基礎疾患を有する方への配慮）はどのように取り組まれているか。</p> <p>⑥住民参加による防災訓練・啓発活動をどのように推進していく予定か。</p> |
|--|--|

通告第 9 号	令和 7 年 9 月 定 例 会 令和 7 年 8 月 8 日 午前 9 時 0 5 分受付
令和 7 年 8 月 8 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 泉 伸一郎 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1. S O B O - W E B の活用を	内閣府防災では、防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステムに集約し、共有することが可能となることを目指した共通基盤である防災デジタルプラットフォームを令和 7 年 1 2 月までに構築完了することを目指している。 令和 5 年度事業において災害対応機関が共有すべき特に重要な災害情報を E E I（災害対応基本共有情報）として定めるとともに、防災デジタルプラットフォームの中核を担う新総合防災情報システム（S O B O - W E B）を構築した。 令和 6 年 4 月より運用を開始した新総合防災情報システムは、各省庁、地方自治体等の約 1, 9 0 0 機関が利用し、E E I に基づき情報を集約するもので、広域応援を行う機関も含めた災害対応機関間における情報の利活用拡大を目指している。 新総合防災情報システム（S O B O - W E B）は災害情報を地理空間情報として共有するシステムで、災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的としている。S O B O - W E B では、これまで国の機関しか

	利用できなかった旧システムの操作性や扱うデータ量を大幅に強化し、地方自治体や指定公共機関も利用できるようになった。当町における S O B O - W E B の活用への取組について伺う。
2. 姫宮駅周辺の開発促進を	残念なことに、姫宮駅西口にて長年親しまれてきたスーパーが営業を終了してしまった。このため、今まで利用されてきた近隣の住民は大変に困っており、苦情や商業施設の誘致の要望が多く寄せられている。さらには、車を運転することができない高齢者にとっては生鮮食品など日常の買い物をすることが難しくなり、厳しい状況になっている。今日、高齢者の増加に伴い、高齢者の日常生活を支える支援や取組が益々重要になっている。姫宮駅周辺への商業施設の誘致や買い物支援について、町の考えを伺う。
3. スポーツフェスティバル開催に向けて	10月に開催される町民スポーツフェスティバルは、町民にとってスポーツの体験を通しての楽しい1日となる。家族で参加されることもあり、今まで以上の多くの参加者を期待している。4回目ということで内容の充実が望まれると共に、新しい種類のスポーツの参入が必要と考える。また、スポーツだけでなく、防災をアピールする取組も実施している。町政70周年での開催にあたり、進捗と展望について伺う。
4. 医療施設誘致の進捗は	東武動物公園駅西口への医療施設の誘致は町民の願望となっている。近隣の病院に通わなくてはならない方は、交通費が高額となり、大きな負担になっている。また、遠方に通院する方は多くの時間をかけているのが現状である。基本病床数の増加が認められ、医療施設の誘致に対して期待が高まっている。町としても県に対して強く要望しているが、進捗状況と今後の取組について伺う。

通告第 10 号	令和 7 年 9 月 定 例 会 令和 7 年 8 月 1 5 日 午前 1 1 時 1 0 分受付
令和 7 年 8 月 1 5 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 丸山妙子 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 久喜宮代衛生組合の今後の解体と敷地の活用について	令和 9 年度から、久喜市の新ごみ施設への委託となり、焼却機能を終える。長きに渡り稼働し続け、町民のごみの焼却等を担ってきた焼却炉等の解体に向けての計画、その後の土地の整備や今後の活用について、どのように進めていくのか伺う。 (1) 地域住民への配慮が大切であるが、解体についての具体的な考えは。 (2) 解体後の活用について、地域住民の意向は大切であるが、話す機会を設け、地域住民の声を聞き、どのように活かしていくのか。 (3) 解体へ向けての今後の町の動きや久喜市との協議の取組みの進捗状況は。 (4) 稼働終了まで 1 年数か月となり、解体後の跡地利用についての町の方方向性は。
2 給食センターの老朽化と空調設備等働く環境の改善について	猛暑から酷暑の日々、給食センター内で働く環境は酷使していると言わざるを得ない。施設には、空調設備が設置がされておらず、建設から 3 4 年が経過し、設備等の老朽化は著しい。 全国的に、新設の給食センターを除き、空調設備等、働く環境は改善されていない状況である。 そこで以下について伺う。

3 小中学校での水泳授業について	(1) 湿気や蒸気の処理のため、換気扇での排気量が多いことは、担当者から聞いて理解はしている。従業員の働く環境を第1の視点から取り組むことが大事と考えるが、教育長の考えは。 (2) 今の設備の中で、豊富な給食メニューやアレルギー対応について、きめ細かく対応されているが、更なる今後の対応は。 (3) 今後、地場産・有機食材の導入や、給食理解のための施設見学等、給食に関して対応できるセンターなのか。対応可能にするにはどうしたら良いのか、改修の必要な時期である。今後について教育長の考えは。 小中学校でのプールの授業について、総合運動公園内のプールを利用した須賀小学校の授業が始まった。水に慣れ、水を怖がらない、基本の泳ぎができることは必要であると考え。町内にある指定管理の体育施設のプールを最大限に活かし、指導員から正しい泳ぎを学ぶこともできる。また、大切な命を守る、水の事故防止のための着衣水泳の授業も大切である。そこで今後の水泳授業について伺う。 (1) 児童や保護者、教師の反応は。 (2) 他の小中学校では、授業はできたのか。 (3) 子どもを水難事故から守る授業の継続について、町内の他の小中学校に拡大していく考えは。
-------------------------	---

通告第 11 号	令和 7 年 9 月 定 例 会 令和 7 年 8 月 1 5 日 午前 9 時 3 0 分受付
令和 7 年 8 月 1 5 日	
宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 土 渕 保 美	
一 般 質 問 通 告 書	
次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質 問 の 要 旨
1 姫宮地区における買い物難民に対する対策は	令和 7 年 6 月 5 日（木）を最後に姫宮駅西口のスーパーが閉店をいたしました。このことにより姫宮駅西口・東口周辺では、生鮮食品の野菜、肉、魚等を販売している店舗が一切なくなり、地域住民は、大変不自由な環境となり、特に高齢者をはじめとする多くの方々が買い物難民となり大変苦労しているところです。そこで以下について伺います。 ① 町はこの状況をどのように捉えているのか。 ② 町として出来る買い物難民に対する対策は。 ③ 今後もしばらく、このような状況が続くと思われるが、継続的な支援を考えているのか。
2 姫宮駅西口ロータリー付近の景観整備と北春日部延伸の進捗状況は	今年の 3 月議会の一般質問で取り上げました一件ですが、姫宮駅西口ロータリー付近の花壇に花の苗を地域住民をはじめとする多くのボランティアの皆様、そしてまちづくり建設課長をはじめとする職員指導のもとに綺麗に植え付けられ、5 月頃には見違えるほどの景観となりましたが、猛暑続きも重なり 7 月には、皆様の水やりの甲斐もなく枯れ始める所が目立ち始めたところです。

	また、北春日部延伸の企業出展に対する様々な憶測が聞かれる中で現状はどうなのか、以下について伺います。 ① 3月議会一般質問では、今後も継続して景観整備を進めて行くと答弁があった。姫宮駅西側周辺活性化事業に対する予算計上はないが、今後の事業予定は。 ② 企業出展に対する進捗状況は。
3 笠原落しの雑草等の対策は	前は、県の事業費を活用して笠原落しの川底から綺麗にする浚渫作業が進み、見違えるほどスッキリとなりましたが、地球温暖化による影響で猛暑が続く、現在、雑草等の繁茂の勢いは衰えを知らず、近隣の方々より除草の要望を受けていますが、現状を鑑み町の考えを伺います。
4 町づくり政策について	今年で町政70周年を迎え、7月5日に記念式典が挙行され多くの住民参加のもとに盛り上がりを見せ終了されたと思います。新井町長においては、2期8年が過ぎようとしています。そこで以下について伺います。 ① 都市計画道路とは、町の骨格を形成する重要な都市基盤の一つであり、長期的な視点を持って整備を進めるべきものとして、都市計画法に基づき定められた道路です。宮代町内における都市計画道路の進捗状況と今後の方向性は、どのように考えているのか。 ② 何故、都市計画道路上に住宅建築が認可されるのか、どの部署が判断して、このような事が起きているのか。 ③ 姫宮駅西口周辺は、第一種低層住居専用地域です。駅前という好立地ですが、変更されない理由は、今後も用途地域でいく場合、西口周辺の開発をどのように進めていくのか。

3 中央3の交
差点の安全対
策

信用金庫と、ラーメン店の交差点は、朝夕混雑し非常に危険です。

朝は通勤者が駅へ向かっていきます。少し時間が過ぎると、大学生が駅から降りてきます。駅前のスーパーの前を通過して、この交差点に向かって列を作るように歩いてきます。学園台方面から駅に向かってくる自動車からはブロックの陰になり見えにくい。ブロックの後ろから大学生が急に出てきて、ものすごく危ない。

また、笠原小学校の通学路になっています。そのブロックの前のもものすごく小さなスペースのところに児童たちが固まって信号待ちをします。これこそまさしく危険な交差点。

保育園の園児たちが、園から駅西口の公園までの散歩コースでもあります。

ブロックの場所に歩行者の待機できるスペースの確保は近隣住民の願いであります。安全確保のための対策は。

通告第 13 号	令和 7 年 9 月 定 例 会 令和 7 年 8 月 1 4 日 午後 5 時 0 8 分受付
令和 7 年 8 月 1 4 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 佐藤 将行 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 条例違反である山崎アーチェリー場について	既に町が認めた山崎アーチェリー場の条例違反ですが、未だに幾つかの未解決案件が残っています。特に 6 月議会でも強調した安全面での対策については喫緊の課題であることは自明の理です。 町民からは、「危険な用具を用いる競技という特殊性を、町は余りにも軽視しているのではないか。」、「事故が起こってからでは遅い。」、「他の町の施設との平等性に欠けている。」との声が多数挙がっております。 そこで、現在における改善状況と今後に向けての対策等についての考えを「簡潔に」お尋ねします。
2 M C A サポートセンター（進修館）に関する問題	昨年度末、特定非営利活動法人 M C A サポートセンター（以下、「M C A」と略します。）が、突然一方的理由により撤退し、4 月より町が急遽、直接管理せざるを得なくなりました。 本来、3 月末までは M C A が行うべき業務（不法駐車を含む）につき、引継ぎや清算等がきちんとは行われていない点につき、町も承知していることは理解しております。

	そこで町は今後、M C A に対し（町の財産ともなる）違約金等につき請求する考えであるのかを、「簡潔に」お尋ねします。
3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度について	物価高騰対策制度につき、特に広報が不十分であったとの声が、6月のP a y P a y キャンペーン終了後、多数寄せられています。 そこで、P a y P a y キャンペーンについて簡潔に「結果のみ」お尋ねします。
4 T M O 問題について	本田1丁目にあった「るーばん」が、あっという間に更地となりました。ここを運営していたのが、「株式会社ティーエムオーみやしろ」（以下、「T M O」と略します。）です。町はこの会社へ、約1, 0 0 0万円もの税金を使っています。今後このお金はどのようになるとお考えでしょうか。 また、T M Oは平成29年6月30日を最後に約8年間、株主総会すら行っていないとのことですが、なぜ株主たる町は、そのような違法状況を放置し続けているのですか。 この問題は、私が更地になったことを知り、その後担当課へ尋ねてから初めて町は調べ始めた問題であるということから、現時点ではまだ多くの点で調査不足であろうと推察致します。 そこで、前述の2点の「結論のみ」を簡潔にお尋ねし、それ以上のことは、担当課の調査が進行した後にお尋ね致します
5 町長選挙を目前にして	令和7年10月には、町長選挙が行われる予定です。 新井町長は平成29年よりこれまで2期8年間の在任中、一般会計を一気におよそ40億円も激増させたにも関わらず、目立った実績が見当たらないだけでなく、条例違反・地方自治法違反、さらには学童保育・顧問弁護士報酬・循環バス・進修館問題等々、町民への負担や町民間への不公平な

取り扱いが目につきます。これらの問題につき、私は何回も「検証は行わないのか？」と議員になる前の一町民であった頃より尋ねてきました。

しかし、何故かきちんとした検証を行わないことから、同じ様なミスを繰り返し続け、結果、多額の税金の無駄遣いが止まらない状況が続いた新井町政の8年間であったと総括出来るでしょう。このことは、「町民の声を聞かない新井町政。」との多くの町民の声とも奇妙に一致し、特に合併問題につき一貫してアンケートすら行わないということ。また、町長給与削減問題に関しては、榊原元町長までは、町の財政が厳しいことを重視して長年継続していたことであるにも関わらず、新井町長は自身の就任と同時に減額を止め、物価上昇に苦しむ町民の問題とは無関係と言い切る新井町長自身の態度ともピタリと整合するものです。結果、任期満了時の退職金は給与を基準とすることから、また4年前と同様、約1,414万円も手にすることとなるのでしょうか。町民は、日々の暮らしがとても苦しいことはどこ吹く風、といったところでしょうか。

これらの税金の無駄遣いや法律・条令違反につき、担当職員からの謝罪は何度かあったものの、新井町長から町民への謝罪は只の一度も行われていないと認識しております。

また、私は6月議会でも同趣旨のことにつきお尋ね致しましたが、町長は答弁を引き延ばした挙句、最後には「分からない。」と、首長としては情けない答弁を發したうえで、時間切れを奇貨として逃げてしまいました。

これまでも毎回、事前にお伝えした上でお尋ねしたにも関わらず、何度も珍妙な答弁を行って逃げ続けていた不法行為・不当利得につきましては、特にきちんとした答弁をお願い致します。

特に学童保育建設に関する失政は、町民へ1億円以上もの無駄な支出・負担を強いたものです。当時の東京新聞にも掲載され、その記事中で担当

	課長がミスを読めたにも関わらず、町長は一貫してミスを読めず、無駄となった税金は町民負担となりました。先程指摘したTMO問題も新井町長が就任してからの問題であり、株主総会が行われなかったという8年間は、新井町長の任期にピッタリと符合します。
--	--

これらにつき、町長の認識を伺います。